桶川市立小・中学校における

盗撮防止等ガイドライン

令和7年10月 桶川市教育委員会

目 次

1 964
1 目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4 未然防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)環境整備及び点検
(2) 個人所有端末の利用制限
(3) 来校者への協力依頼
(4) 教職員への研修・児童生徒への指導
5 発覚後の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)被害者保護
(2) 警察への通報等
(3)教職員が加害者の場合
(4) 児童生徒が加害者の場合
6 継続的な見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(2)性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態
の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
(3) 埼玉県迷惑行為防止条例
(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等
に関する法律
(5) 個人情報の保護に関する法律
8 相談先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(1) 埼玉県教育委員会
(2) 桶川市教育委員会
(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

桶川市立小・中学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、桶川市立小・中学校が、盗撮を未然に防止し、児童 生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗 撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的と する。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

(1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1)環境整備及び点検

ア 環境整備

- (ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。
- (イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部から の視線を遮断する。
- (ウ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管する など適切に管理する。

イー点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

- - 清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。
- (化) 定期点検
 - a 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に 従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安 全点検と合わせて実施することも可とする。
 - b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなって行う。
 - c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。
 - d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、桶川市教育委員会に 速やかに報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を 図る。

(ウ) 臨時点検

- a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。 ((イ)a を除く。)
- b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、運動会・体育祭や音楽会 などの学校行事の直前直後などに行う。
- c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して 点検を行う。
- (エ) 点検方法の工夫

以下のように点検方法を工夫することで、盗撮の抑止力になり、 未然防止につながる。

- a 職員に点検日時を示さずに行う。
- b 点検者、点検場所、点検時間を変更する。
- c 保護者や地域の方と一緒に点検する機会を設ける。

(2) 個人所有端末の利用制限

ア 教職員は、個人所有のスマートフォン等の撮影機器を使って児童生徒等を撮影する事を禁止する。教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。

また、学校は別紙「学校所有撮影機器使用簿(様式1)」を参考に使 用簿を備え、使用状況等を適切に管理すること。

イ 教職員は、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち 込むことを禁止する。

ただし、以下の理由 $[(r) \sim (p)]$ により、持ち込みが必要な場合は、校長に許可を得たうえで持ち込み可能とする。

なお、学校は別紙「個人所有のスマートフォン等持ち込み許可申請書 (様式2)」を参考に申請書を備えること。校長は教職員に申請書を提 出させ、持ち込みの状況を管理すること。

- (ア) 児童生徒の安全確保のために必要と認められる場合
 - ① 発作が懸念される持病(例:てんかん、食物アレルギー)をもつ 児童生徒が活動場所にいる場合
 - ② 中学校の部活動を休日に行う場合
- (イ) 学校を離れて教育活動を行う場合
 - ① 旅行宿泊行事、校外学習等の引率業務等に従事する場合
 - ② 中学校の部活動において遠征等、学校を離れて活動する場合
- (ウ) 「非常災害の場合」「児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合」「その他やむを得ない場合」等必要な業務に従事する場合
- ウ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。
- (3) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシー

などに配慮するよう協力を求める。

- ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来 校者の立入りを制限する。
- (4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、『「不祥事防止研修プログラム(埼玉県教育委員会)」』に則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、 盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。ま た、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝える ことなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を 求める。

ウ その他の啓発等

- (ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため 定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲 示する。
- (イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会 及び市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報する とともに被害者の保護等、適切な処置を行う。

(1)被害者保護

- ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。
- イ 必要に応じ状況等について確認を行う。
- ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行 う。
- エ 被害児童生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替 措置を検討する。
- オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。
- カ 盗撮画像や動画がSNS などで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。

(2) 警察への通報等

ア 迅速に管轄の警察へ通報する。

- イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対 応する。
- ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠(映像、機器等)を保全する。

- (3) 教職員が加害者の場合
 - ア 市教育委員会へ報告を行う。市教育委員会は事実確認を行い適切な処 置を行う。
 - イ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策に ついて説明を行う。
- (4) 児童生徒が加害者の場合
 - ア 市教育委員会へ報告を行う。
 - イ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。
 - ウ その後の対応については、警察と連携して行う。
 - エ 必要に応じ加害児童生徒に対しカウンセリングを行う。

6 継続的な見直し

市教育委員会は、法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的に行っていく。

7 関係法令

- (1)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(児童生徒性暴力防止法)
- (2)性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(性的姿態撮影等処罰法)
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例 (※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例)
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ禁止法(18歳未満の被害者が含まれる場合))
- (5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

(1) 埼玉県教育委員会

教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629 学校電話相談 048-830-6737

- (2) 桶川市教育委員会(学務課)
- 048-788-4969
- (3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口 アイリスホットライン

0120-31-8341

令和 年度 学校所有撮影機器使用簿

	申請日	使用者	使用機器	使用目的	使用日	管理職 サイン	使用機器 返却日	SDカード等記録媒体 の返却及び データの移行・消去日	管理職 サイン
例)	5/28	桶小 太郎	デジカメ1	体育祭記録	5/30	00	5/30	5/30	00
	6/10	桶中 花子	デジカメ 2	修学旅行記録	6/12~14	00	6/16	6/16	00
	12/1	担任 一郎	クロムブック	授業記録、学級通信用	12/1	00	12/1	12/1	00

申請日	使用者	使用機器	使用目的	使用日	管理職 サイン	使用機器 返却日	SDカード等記録媒体 の返却及び データの移行・消去日	管理職 サイン
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	

令和 年度 学校所有撮影機器使用簿

(様式1)

申請日	使用者	使用機器	使用目的	使用日	管理職 サイン	使用機器 返却日	SDカード等記録媒体 の返却及び データの移行・消去日	管理職 サイン
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	
/				/		/	/	

 校長
 承認年月日

 令和
 年
 月
 日

(様式2)

個人所有のスマートフォン等持ち込み許可申請書

申請日 令和 年 月 日

桶川市立 学校長 様

以下の理由・事由により、個人所有のスマートフォン等の持ち込みを許可していただきますよう申請いたします。

1. 申請者	
2. 申請期間	令和 年 月 日~令和 年 月 日
3. 申請する機種の情報	(例:iPhone15 galaxy A51 等)
4. 申請理由・事由 ※数字を○で囲む	 発作が懸念される持病をもつ児童生徒対応のため 休日部活動のため 学校を離れて教育活動を行うため 非常災害・緊急対応等のため
5. 申請理由・事由に 関する補足事項	

※5の申請理由・事由に関する補足事項には「クラス・氏名」「部活動名」「修学旅行生引率」 「児童生徒の家庭訪問」「地域からの通報対応」等記入する。

【留意点】

- ・持ち込むにあたり、児童や保護者に疑義を与えないよう注意すること。
- ・申請内容に変更が生じた場合は速やかに校長へ報告し、必要に応じて再度申請すること。
- ・私的な通話やメールの送受信、検索や閲覧等を児童生徒の前で行わないこと。
- ・持ち込んだ機器を使用しての撮影は絶対にしないこと。
- ・申請期間は年度を越さず、同じ理由であってもあらためて申請すること。